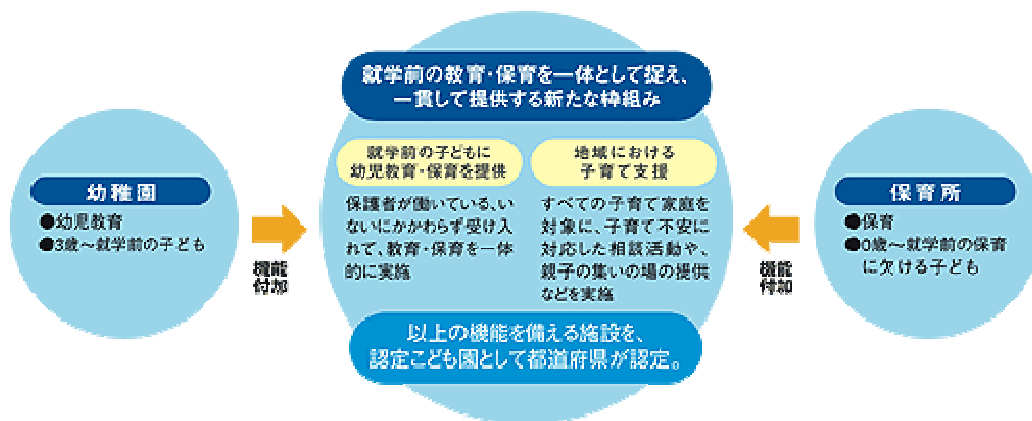


認定こども園について

認定こども園とは

認定こども園とは、幼稚園と保育所の制度の枠組みを超えて、小学校就学前の子どもに対し幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取り組みを充実させる新たな選択肢として、平成18年10月より導入された制度です。

- ①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
 (保育者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)
- ②地域における子育て支援を行う機能
 (すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)



幼保連携推進室 HP より転載

認定こども園の類型

認定こども園には4つの類型があります。

主な類型	具体的な内容
幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認定保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認定もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

認定こども園の認定基準

認定こども園の具体的な認定基準は、文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める「国の指針」を参酌して、各都道府県が条例で定めます。

「国の指針」においては、認定こども園に求められる質を確保する観点から、以下のような事項を定めることを予定しています。

職員配置	0～2歳児；保育所と同様の体制 3～5歳児；学級担任を配置し、長時間利用児には個別対応が可能な体制
職員資格	0～2歳児；保育士資格保有者 3～5歳児；幼稚園教諭免許と保育士資格の併有が望ましいが、学級担任には幼稚園教諭免許の保有者、長時間利用児への対応については保育士資格の保有者を原則としつつ、片方の資格しか有しない者を排除しないよう配置
教育・保育の内容	・幼稚園教育要領と保育所保育指針の目標が達成されるよう、教育・保育を提供 ・施設の利用開始年齢の違いや、利用時間の長短の違いなどの事情に配置 ・認定こども園としての一体的運用の観点から、教育・保育の全体的な計画を編成 ・小学校教育への円滑な接続に配慮
子育て支援	・保護者が利用したいと思ったときに利用可能な体制を確保（親子の集う場を週3日以上開設するなど） ・さまざまな地域の人材や社会資源を活用

運営費等の補助制度について

類型	補助制度
幼保連携型	幼稚園の補助制度（私学助成）＋保育所の補助制度（保育所運営費負担金）
幼稚園型	幼稚園の補助制度（私学助成）
保育所型	保育所の補助制度（保育所運営費負担金）
地方裁量型	一般財源

※ 幼保連携型における特例について

これまで、幼稚園の運営費及び施設整備費の助成については原則学校法人に、保育所の施設整備費の助成については原則社会福祉法人等に限られていましたが、幼保連携型の認定こども園については、設置者が学校法人、社会福祉法人のいずれであっても、運営費及び施設整備費の助成が可能になります。

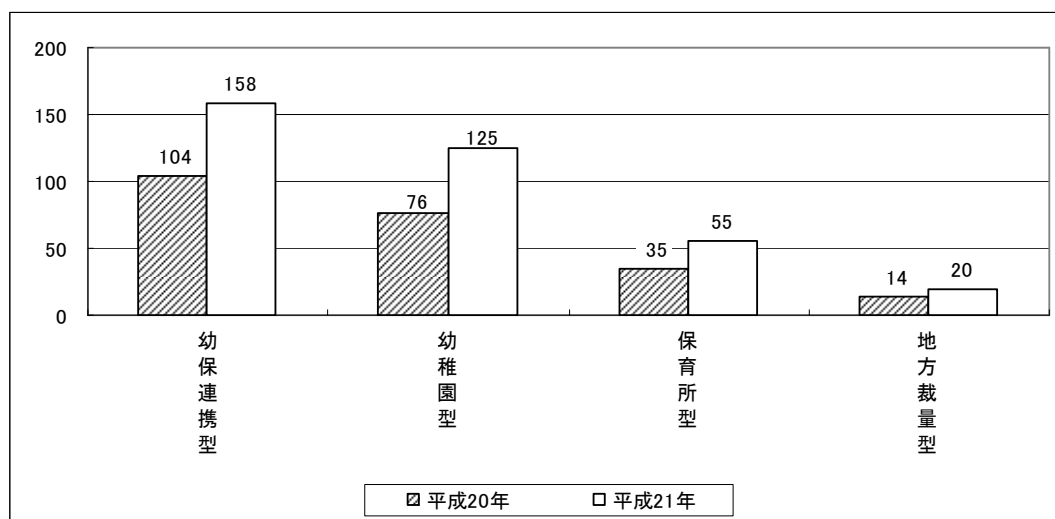
認定こども園の利用の手続き

認定こども園の認定を受けた施設は、保育所であっても、利用者と施設との直接契約による利用となります。

※ 幼保連携型、保育所型については、市町村が保育に欠ける子どもの認定を行う。

全国の認定こども園の状況

平成21年4月現在、認定こども園は358件となっており、平成20年の229件から大幅に増加しました。認定こども園の中では、幼保連携型の件数が最も高く、次いで幼稚園型となっています。幼保連携型、幼稚園型の件数が平成20年に比べて大きく増加しています。



大阪府下の認定こども園の状況

所在地	名称	類型	定員	認定日
堺市	認定こども園常磐会短期 大学附属泉丘幼稚園 認定こども園いずみがお か園	幼保連携型	310人(幼稚園) 30人(保育所)	H19.3
堺市	堺市立百舌鳥こども園	幼保連携型	140人(幼稚園) 43人(保育所)	H20.3
茨木市	認定こども園彩都敬愛幼 稚園 認定こども園彩都敬愛保 育園	幼保連携型	140人(幼稚園) 43人(保育所)	H20.5
豊中市	認定こども園あけぼの幼 稚園 認定こども園あけぼのっ こ保育園	幼保連携型	285人(幼稚園) 60人(保育所)	H21.4
松原市	認定こども園宮前つばさ	幼保連携型	105人(幼稚園) 90人(保育所)	H21.4

認定こども園をめぐる国の動き

- ・ 認定こども園の実態調査を実施

制度が保護者や地域のニーズに応えているかどうかを検証するため、施設を利用している保護者や施設、地方公共団体に対し実態調査を行った結果、保護者の8割近く、施設の9割以上が認定こども園を評価するなど、制度への期待が大きい一方、施設や地方公共団体からは、省庁間や自治体間の連携充実、財政支援、会計処理・申請手続きの改善、制度の普及啓発などについて今後の改善課題として求める声が大きかった。

- ・ 一層の普及促進を図るため、こども交付金制度の創設

「新待機児童ゼロ作戦」の集中重点期間（平成 20～22 年度）の緊急整備のための資金等からなる「こども交付金」を創設し、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援。

- ・ 幼保連携型への円滑な移行を促進

現在、幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型という4つの類型が認められているが、認定こども園制度の理念や教育・保育の質の維持及び向上を図る観点からは、将来的には幼保連携型に集約していく方向で進めていくことが望ましいと考えられる。ただし、まずは認定こども園の普及を目指していくことが必要であり、当面は、地域や施設の実情に応じて、他の類型に対する配慮や柔軟な対応を行われたい。（「認定こども園制度の普及促進について（通知）」（平成 21 年3月 31 日）より）